

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三条の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。
- 一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- 一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- 一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。
- 一の五 三ーアミノー一ープロペン及びこれを含有する製剤
- 一の六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
- 一の七 アルカノールアンモニウム二・四ージニトロ一六ー（一ーメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ージニトロ一六ー（一ーメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 一の八 五ーイソシアナト一ー（イソシアナトメチル）一ー・三・三ートリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- 一の九 〇ーエチルー〇ー（二ーイソプロポキシカルボニルフエニル）一Nーイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチルー〇ー（二ーイソプロポキシカルボニルフエニル）一Nーイソプロピルチオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
- 一の十 〇ーエチルーS・Sージプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、〇ーエチルーS・Sージプロピル＝ホスホロジチオアート五％以下を含有するものを除く。
- 二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。
- 二の二 Nーエチルーメチルー（ニークロルー四ーメチルメルカプトフェニル）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 二の三 塩化ベンゼンスルホンル及びこれを含有する製剤
- 二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
- 三 黄燐を含有する製剤
- 四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
- 五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）を含有する製剤
- 五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- 六 クラレーを含有する製剤
- 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- 六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
- 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- 六の五 一ークロロー二・四ージニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
- 六の七 ニークロロピリジン及びこれを含有する製剤
- 六の八 三ークロロー一・二ープロパンジオール及びこれを含有する製剤
- 六の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤
- 六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤
- 六の十四 三弗化硼素及びこれを含有する製剤
- 六の十五 三弗化燐及びこれを含有する製剤
- 六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
- 七 四アルキル鉛を含有する製剤
- 八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 紺青及びこれを含有する製剤
 - ロ フエリシアン塩及びこれを含有する製剤
 - ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
- 九 ジエチルーSー（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルーSー（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト五％以下を含有するものを除く。
- 九の二 ジエチルーSー（ニークロルー一ーフタルイミドエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 九の三 ジエチルー（一・三ージチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー（一・三ージチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
- 九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤
- 十の二 ジエチルー四ーメチルスルフィニルフエニルーチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー四ーメチルスルフィニルフエニルーチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。
- 十の三 一・三ージクロロプロパン一ニオール及びこれを含有する製剤
- 十の四 （ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十の五 二・三ージシアノー一・四ージシアアントラキノ五〇％以下を含有するものを除く。
- 十一 ジニトロクレゾールを含有する製剤
- 十二 ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
- 十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤

- 十三 二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フエノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フエノール二％以下を含有するものを除く。
- 十三の二 ニ—ジフェニルアセチル—・三—インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニ—ジフェニルアセチル—・三—インダンジオン〇・〇〇五％以下を含有するものを除く。
- 十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
- 十三の四 四³⁰弗化硫黄及びこれを含有する製剤
- 十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤
- 十三の六 ジメチルー（イソプロピルチオエチル）—ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルー（イソプロピルチオエチル）—ジチオホスフェイト四％以下を含有するものを除く。
- 十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）を含有する製剤
- 十五 ジメチルー（ジエチルアミド—クロロクロトニル）—ホスフェイトを含有する製剤
- 十五の二 —・—・—ジメチルー四・四—ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤
- 十六の二 —・—ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- 十六の三 ニ・ニ—ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
- 十六の四 ニ・ニ—ジメチルー・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・ニ—ジメチルー・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート五％以下を含有するものを除く。
- 十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
- ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
- ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
- ニ [(ニ—カルボキシラトフェニル)チオ]（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）〇・一％以下を含有する製剤
- ホ 酸化水銀五％以下を含有する製剤
- ヘ 沃³¹化第一水銀及びこれを含有する製剤
- ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- チ 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤
- 十七の二 ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤
- ロ 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一％以下を含有する製剤
- ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
- ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- ホ セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一二％以下を含有する製剤
- 十九 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）を含有する製剤
- 十九の二 ニ・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル=（Z）—（—RS・—RS）—三—（ニ—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—プロベニル）—ニ・ニ—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル=（Z）—（—RS・—RS）—三—（ニ—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—プロベニル）—ニ・ニ—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五％以下を含有するものを除く。
- 十九の三 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- 十九の四 ——ドデシルグアニジニウム=アセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、——ドデシルグアニジニウム=アセタート六五％以下を含有するものを除く。
- 十九の五 （トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十九の六 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- 十九の七 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇％以下を含有するものを除く。
- 二十 ニコチンを含有する製剤
- 二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
- 二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤
- 二十二の二 ビス（四—イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤
- 二十二の三 S・S—ビス（—メチルプロピル）=O—エチル=ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・S—ビス（—メチルプロピル）=O—エチル=ホスホロジチオアート一〇％以下を含有するものを除く。
- 二十三 砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
- ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
- ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 二十三の二 ヒドラジン
- 二十三の三 ニ—ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の四 ニ—ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤
- 二十三の五 ブチル=ニ・三—ジヒドロ—ニ・ニ—ジメチルベンゾフラン—七—イル=N・N'—ジメチルーN・N'—チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=ニ・三—ジヒドロ—ニ・ニ—ジメチルベンゾフラン—七—イル=N・N'—ジメチルーN・N'—チオジカルバマート五％以下を含有するものを除く。
- 二十四 弗³²化水素を含有する製剤
- 二十四の二 弗化スルフルル及びこれを含有する製剤
- 二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 二十四の四 ——（四—フルオロフェニル）プロパン—二—アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

- 二十四の五 セブプロモロー六クロロ三ー〔三ー〔(二R・三S)ー三ーヒドロキシー二ーピペリジル〕ー二ーオキソプロピル〕ー四(三H)ーキナゾリノン、セブプロモロー六クロロ三ー〔三ー〔(二S・三R)ー三ーヒドロキシー二ーピペリジル〕ー二ーオキソプロピル〕ー四(三H)ーキナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物のセブプロモロー六クロロ三ー〔三ー〔(二R・三S)ー三ーヒドロキシー二ーピペリジル〕ー二ーオキソプロピル〕ー四(三H)ーキナゾリノンとセブプロモロー六クロロ三ー〔三ー〔(二S・三R)ー三ーヒドロキシー二ーピペリジル〕ー二ーオキソプロピル〕ー四(三H)ーキナゾリノンとのラセミ体として七・二％以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。
- 二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 二十四の七 ヘキサキス(β・βージメチルフエネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フエンブタズ)及びこれを含有する製剤
- 二十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤
- 二十六 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
- 二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
- 二十六の三 ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
- 二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤
- 二十六の五 メタンスルホニル＝クロリド及びこれを含有する製剤
- 二十六の六 メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイトー・五％以下を含有するものを除く。
- 二十六の七 メチルーN'・N'ージメチルーNー〔(メチルカルバモイル)オキシ〕ーチオオキサミイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチルーN'・N'ージメチルーNー〔(メチルカルバモイル)オキシ〕ーチオオキサミイミデート○・八％以下を含有するものを除く。
- 二十六の八 メチルホスホン酸ジクロリド
- 二十六の九 SーメチルーNー〔(メチルカルバモイル)ーオキシ〕ーチオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、SーメチルーNー〔(メチルカルバモイル)ーオキシ〕ーチオアセトイミデート四五％以下を含有するものを除く。
- 二十六の十 メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
- 二十六の十一 メチレンビス(ーチオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(ーチオセミカルバジド)二％以下を含有するものを除く。
- 二十六の十二 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーメルカプトエタノールー○％以下を含有するものを除く。
- 二十七 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 二十八 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 二十九 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 三十 燐化水素及びこれを含有する製剤
- 三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

- 一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 炭酸亜鉛
- ロ 雷酸亜鉛
- ハ 焼結した硫化亜鉛(Ⅱ)
- ニ 六水酸化錫亜鉛
- 一の二 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塩素酸ナトリウム二五％以下を含有するもの及び爆発薬を除く。
- 一の三 アクリルアミド及びこれを含有する製剤
- 一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一○％以下を含有するものを除く。
- 一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
- 一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
- 二 亜硝酸塩類
- 二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- 二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
- 三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
- 三の二 亜セレン酸○・○○八二％以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸○・○○○○八二％以下を含有するものを除く。
- 四 アニリン塩類
- 四の二 アバメクチンー・八％以下を含有する製剤
- 四の三 ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーアミノエタノール二○％以下を含有するものを除く。
- 四の四 Nー(ニーアミノエチル)ー二ーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、Nー(ニーアミノエチル)ー二ーアミノエタノールー○％以下を含有するものを除く。
- 四の五 Nー(ニーアミノエチル)エタンー・二ージアミン及びこれを含有する製剤
- 四の六 Lー二ーアミノー四ー〔(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル〕ブチリルーLーアラニルーLーアラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、Lー二ーアミノー四ー〔(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル〕ブチリルーLーアラニルーLーアラニンとして一九％以下を含有するものを除く。
- 四の七 ーアミノプロパンー二ーオール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパンー二ーオール四％以下を含有するものを除く。
- 四の八 三ーアミノプロパンーーオール及びこれを含有する製剤。ただし、三ーアミノプロパンーーオール一％以下を含有するものを除く。

- 四の九 三ーアミノメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただし、三ーアミノメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。
- 四の十 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三ー（アミノメチル）ベンジルアミン八％以下を含有するものを除く。
- 五 Nーアルキルアニン及びその塩類
- 六 Nーアルキルトリジン及びその塩類
- 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四ーアセトキシフェニルジメチルスルホニウム＝ヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
 - ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
 - ハ 酸化アンチモン（Ⅲ）を含有する製剤
 - ニ 酸化アンチモン（Ⅴ）及びこれを含有する製剤
 - ホ 四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤
 - ヘ トリス（ジペンチルジチオカルバマト κ^2 -S・S'）アンチモン五％以下を含有する製剤
 - ト 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
- 八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。
- 八の二 ニーイソプロキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロキシエタノール一五％以下を含有するものを除く。
- 九 ニーイソプロピルオキシフェニルNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシフェニルNーメチルカルバメート一％以下を含有するものを除く。
- 九の二 ニーイソプロピルフェニルNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニルNーメチルカルバメート一・五％以下を含有するものを除く。
- 十 ニーイソプロピル四ーメチルピリミジル六ージエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル四ーメチルピリミジル六ージエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。
- 十の二 一水素二酸化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二酸化アンモニウム四％以下を含有するものを除く。
- 十の三 ー・ー'ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジン（別名イミノクタジン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ ー・ー'ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンとして三・五％以下を含有する製剤（ロに該当するものを除く。）
 - ロ ー・ー'ーイミノジ（オクタメチレン）ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十一の二 エタンー・ニージアミン及びこれを含有する製剤
- 十一の三 OーエチルーOー（ニーイソプロボキシカルボニルフェニル）Nーイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）五％以下を含有する製剤
- 十一の四 NーエチルーOー（ニーイソプロボキシカルボニルーーメチルビニル）Oーメチルチオホスホルアミド（別名プロペタンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、NーエチルーOー（ニーイソプロボキシカルボニルーーメチルビニル）Oーメチルチオホスホルアミド一％以下を含有するものを除く。
- 十二 エチルーNー（ジエチルジチオホスホリルアセチル）Nーメチルカルバメートを含有する製剤
- 十二の二 エチル＝ニージエトキシチオホスホリルオキシ五ーメチルピラゾロ〔一・五ーa〕ピリミジン六ーカルボキシラート（別名ピラゾホス）及びこれを含有する製剤
- 十三 エチルー二・四ージクロルフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルー二・四ージクロルフェニルチオノベンゼンホスホネイト三％以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト二％以下を含有するものを除く。
- 十三の三 Oーエチル＝S・Sージプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、Oーエチル＝S・Sージプロピル＝ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 十三の四 ニーエチルー三・七ージメチルー六ー〔四ー（トリフルオロメトキシ）フェノキシ〕四ーキノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 ニーエチルチオメチルフェニルNーメチルカルバメート（別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ニーエチルチオメチルフェニルNーメチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）一・五％以下を含有する製剤
- 十四の二 Oーエチル＝Sープロピル＝〔（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエチルイミダゾリジンー一ーイル〕ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、Oーエチル＝Sープロピル＝〔（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエチルイミダゾリジンー一ーイル〕ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。
- 十四の三 エチル＝（Z）ー三ー〔NーベンジルNー〔メチル（ーメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ〕チオ〕プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四 OーエチルーOー四ーメチルチオフェニルSープロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、OーエチルーOー四ーメチルチオフェニルSープロピルジチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。
- 十四の五 Oーエチル＝Sーーメチルプロピル＝（二ーオキソ三ーチアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）及びこれを含有する製剤。ただし、Oーエチル＝Sーーメチルプロピル＝（二ーオキソ三ーチアゾリジニル）ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。
- 十四の六 四ーエチルメルカプトフェニルNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 十四の七 エチレンオキッド及びこれを含有する製剤
- 十五 エチレンクロロヒドリンを含有する製剤
- 十五の二 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤
- 十五の三 エマメクテン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクテンとして二％以下を含有するものを除く。
- 十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素一〇％以下を含有するものを除く。

十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇％以下を含有するものを除く。

十七 塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤

十七の三 塩素

十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ 爆発薬

十八の二 (一R・二S・三R・四S) ―セーオキサビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸（別名エンドタル）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S) ―セーオキサビシクロ〔二・二・一〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸として一・五％以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 オキシラン―二―イルメチル＝メタクリラート及びこれを含有する製剤

十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六％以下を含有するものを除く。

十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六％以下を含有するものを除く。

二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七％以下を含有するものを除く。

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

二十二の二 [(二―カルボキシラトフェニル) チオ] (エチル) 水銀ナトリウム（別名チメロサル）〇・一％以下を含有する製剤

二十二の三 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇％以下を含有するものを除く。

二十二の四 キシレン

二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤

二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六％以下を含有するものを除く。

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五％以下を含有するものを除く。

二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。

二十六の二 ニークロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

二十六の三 N―（三―クロロ―四―クロルジフルオロメチルチオフエニル）―N′・N′―ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N―（三―クロロ―四―クロルジフルオロメチルチオフエニル）―N′・N′―ジメチルウレア二％以下を含有するものを除く。

二十六の四 ニークロロ―一―（二・四―ジクロルフェニル）ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の五 ニークロロ―一―（二・四―ジクロルフェニル）ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の六 ークロロ―一・二―ジブロムエタン及びこれを含有する製剤

二十六の七 ニークロロ―四・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七 クロルピクリンを含有する製剤

二十八 クロルメチルを含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。

二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三 ニークロロアニリン及びこれを含有する製剤

二十八の四 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―〔四―（パラトリロキシ）ベンジル〕ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五 五―クロロ―N―〔二―〔四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフェノキシ〕エチル〕―六―エチルピリミジン―四―アミン（別名ピリミジフェン）及びこれを含有する製剤。ただし、五―クロロ―N―〔二―〔四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフェノキシ〕エチル〕―六―エチルピリミジン―四―アミン四％以下を含有するものを除く。

二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤

二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

二十八の九 ークロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一 トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N′―シアノ―N―メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N′―シアノ―N―メチルアセトアミジン二％以下を含有するものを除く。

二十八の十二 ー（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、ー（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一二％）以下を含有するものを除く。

二十八の十三 三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド三％以下を含有するものを除く。

- 二十八の十四 (RS) — [O— (四クロロフェニル) ピラゾール—四—イル=O—エチル=S—プロピル=ホスホロチオアート] (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(RS) — [O— (四クロロフェニル) ピラゾール—四—イル=O—エチル=S—プロピル=ホスホロチオアート] 六％以下を含有するものを除く。
- 二十八の十五 四クロロ—ニ—フルオロ—五— [(RS) — (二・二・ニ—トリフルオロエチル) スルフィニル] フェニル=五— [(トリフルオロメチル) チオ] ペンチル=エーテル (別名フルベンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤
- 二十八の十六 クロロブレン及びこれを含有する製剤
- 二十九 硅^{けい}弗^ふ化水素酸を含有する製剤
- 三十 硅^{けい}弗^ふ化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
- 三十の二 五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固化したものを除く。) 及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固化したものを除く。) 一〇％以下を含有するものを除く。
- 三十の三 酢酸エチル
- 三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
- 三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一％以下を含有するものを除く。
- 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
- 三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 三十一 酸化水銀五％以下を含有する製剤
- 三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。
- 三十一の三 四—ジアリルアミノ—三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 四— [六— (アクリロイルオキシ) ヘキシルオキシ] —四′ —シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
 - (2) [二—アセトキシ— (四—ジエチルアミノ) ベンジリデン] マロノニトリル及びこれを含有する製剤
 - (3) アセトニトリル四〇％以下を含有する製剤
 - (4) 四・四′ —アゾビス (四—シアノ吉草酸) 及びこれを含有する製剤
 - (5) 五—アミノ— (二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—三—カルボニトリル (別名エチプロール) 及びこれを含有する製剤
 - (6) 五—アミノ— (二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —三—シアノ—四—トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール (別名フィプロニル) 一％ (マイクロカプセル製剤にあつては、五％) 以下を含有する製剤
 - (7) 四—アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
 - (8) 四—アルキル—四′ —シアノ—パラ—テルフェニル及びこれを含有する製剤
 - (9) 四—アルキル—四′ —シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
 - (10) 四—アルキル—四′ —シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
 - (11) 五—アルキル—二— (四—シアノフェニル) ピリミジン及びこれを含有する製剤
 - (12) 四—アルキルシクロヘキシル—四′ —シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
 - (13) 五— (四—アルキルフェニル) —二— (四—シアノフェニル) ピリミジン及びこれを含有する製剤
 - (14) 四—アルコキシ—四′ —シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
 - (15) 四—イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - (16) (E) —ウンデカ—九—エンニトリル、(Z) —ウンデカ—九—エンニトリル及びウンデカ—一〇—エンニトリルの混合物 ((E) —ウンデカ—九—エンニトリル四五％以上五五％以下を含有し、(Z) —ウンデカ—九—エンニトリル二三％以上三三％以下を含有し、かつ、ウンデカ—一〇—エンニトリル一〇％以上二〇％以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤
 - (17) 四—エチルオクタ—三—エンニトリル及びこれを含有する製剤
 - (18) 四— [トランス—四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - (19) 四— [五— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) —二—ピリミジニル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - (20) 四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) —二—フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - (21) トランス—四′ —エチル—トランス—一・一′ —ビシクロヘキサン—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤
 - (22) 四′ — [二— (エトキシ) —四—ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 - (23) 四— [トランス—四— (エトキシメチル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - (24) 三— (オクタデセニルオキシ) プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
 - (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
 - (26) カブリニトリル及びこれを含有する製剤
 - (27) カブリロニトリル及びこれを含有する製剤
 - (28) 二— (四—クロル—六—エチルアミノ—S—トリアジン—二—イルアミノ) —二—メチル—プロピオニトリル五〇％以下を含有する製剤
 - (29) 四—クロロ—二—シアノ—N・N—ジメチル—五—パラ—トリリイミダゾール—スルホンアミド及びこれを含有する製剤
 - (30) 三—クロロ—四—シアノフェニル=四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 - (31) 三—クロロ—四—シアノフェニル=四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 - (32) — (三—クロロ—四・五・六・七—テトラヒドロピラゾロ [一・五—a] ピリジン—二—イル) —五— [(シクロプロピルメチル) アミノ] —H—ピラゾール—四—カルボニトリル (別名シクロピラニル) 及びこれを含有する製剤
 - (33) — (三—クロロ—四・五・六・七—テトラヒドロピラゾロ [一・五—a] ピリジン—二—イル) —五— [メチル (プロプ—二—イン—一—イル) アミノ] —H—ピラゾール—四—カルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤
 - (34) — (三—クロロ—二—ピリジニル) —四′ —シアノ—二′ —メチル—六′ — (メチルカルバモイル) —三— [[五— (トリフルオロメチル) —二H—二・三・四—テトラゾール—二—イル] メチル] —H—ピラゾール—五—カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
 - (35) (E) — [(四RS) —四— (二クロロフェニル) —一・三—ジチオラン—二—イリデン] (—H—イミダゾール—一—イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 - (36) 二— (四—クロロフェニル) —二— (—H—一・二・四—トリアゾール—一—イルメチル) ヘキサニトリル (別名ミクロブタニル) 及びこれを含有する製剤

- (37) (R S) —四— (四—クロロフェニル) —二—フェニル—二— (—H—・二—四—トリアゾール—・—イルメチル) プチロニトリル及びこれを含有する製剤
- (38) 高分子化合物
- (39) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (40) N— (二—シアノエチル) —・—・三—ビス (アミノメチル) ベンゼン、N・N′—ジ (二—シアノエチル) —・—・三—ビス (アミノメチル) ベンゼン及びN・N・N′—トリ (二—シアノエチル) —・—・三—ビス (アミノメチル) ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (41) (R S) —二—シアノ—N— [(R) ——— (二—四—ジクロロフェニル) エチル] —三—三—ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット) 及びこれを含有する製剤
- (42) 二—シアノ—三—三—ジフェニルプロパー二—エン酸二—エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (43) 四—シアノ—三—五—ジフルオロフェニル=四—ブター三—エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (44) 四—シアノ—三—五—ジフルオロフェニル=四—ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (45) N— (—シアノ—・二—ジメチルプロピル) —二— (二—四—ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (46) N— [(R S) —シアノ (チオフェン—二—イル) メチル] —四—エチル—二— (エチルアミノ) —・—・三—チアゾール—五—カルボキサミド (別名エタボキサム) 及びこれを含有する製剤
- (47) 四′—シアノ—四—ビフェニル=トランス—四—エチル—・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (48) 四′—シアノ—四—ビフェニル=トランス—四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) —・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (49) 四—シアノ—四′—ビフェニル=四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (50) 四′—シアノ—四—ビフェニル=四′—ヘプチル—四—ビフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (51) 四′—シアノ—四—ビフェニル=トランス—四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) —・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (52) 四—シアノ—四′—ビフェニル=四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (53) 四—シアノフェニル=トランス—四—ブチル—・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (54) 四—シアノフェニル=トランス—四—プロピル—・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (55) 四—シアノフェニル=トランス—四—ペンチル—・—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (56) 四—シアノフェニル=四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (57) (E) —二— {二— (四—シアノフェニル) ——— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドと (Z) —二— {二— (四—シアノフェニル) ——— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 ((E) —二— {二— (四—シアノフェニル) ——— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) —二— {二— (四—シアノフェニル) ——— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤
- (58) (S) —四—シアノフェニル=四— (二—メチルブトキシ) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (59) (R S) —シアノ— (三—フェノキシフェニル) メチル=二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フエンプロパトリン) 一%以下を含有する製剤
- (60) (R S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル=N— (二—クロロ— α ・ α ・ α —トリフルオロ—パラトリル) —D—バリナート (別名フルバリネート) 五%以下を含有する製剤
- (61) α —シアノ—三—フェノキシベンジル=二・二—ジクロロ— (四—エトキシフェニル) —・—シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン) 及びこれを含有する製剤
- (62) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—S・三S) —三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートとの等量混合物〇・八八%以下を含有する製剤
- (63) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (一・二・二・二—テトラブロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン) 〇・九%以下を含有する製剤
- (64) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (Z) — (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— (二— (二・二・二—トリフルオロ—・—トリフルオロメチルエトキシカルボニル) ビニル) シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (65) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラートとの混合物 ((S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するものに限る。) 一〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (66) (R S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する製剤
- (67) (R S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—・—プロベニル) —・—シクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有する製剤
- (68) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (69) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (70) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (エトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (71) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (72) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (73) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (ブトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (74) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (75) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (76) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—(プロポキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (77) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—ヘプチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (78) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—[(3E)—ペンター—三—エン——イル] ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (79) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—(ペンチルオキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (80) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—(トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (81) 四—シアノー—三—フルオロ—フェニル=四—ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (82) α —シアノー—四—フルオロ—三—フェノキシベンジル=三—(二・二—ジクロロビニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (83) 四'—(シアノメチル)—二—イソプロピル—五・五—ジメチルシクロヘキサニルカルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (84) 二—シアノー—N—メチル—二—[三—(二・四・六—トリオキソテトラヒドロピリミジン—五(2H)—イリデン)—二・三—ジヒドロ—H—イソインドール——イリデン] アセトアミド(別名ピグメントイエロー—八五)及びこれを含有する製剤
- (85) N—シアノメチル—四—(トリフルオロメチル) ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (86) N—(四—シアノメチルフェニル)—二—イソプロピル—五—メチルシクロヘキサニルカルボキサミド及びこれを含有する製剤
- (87) トランス——(二—シアノー—二—メトキシイミノアセチル)—三—エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
- (88) 一・四—ジアミノ—二・三—ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
- (89) O・O—ジエチル—O—(α —シアノベンジリデンアミノ) チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
- (90) 三・三'—(一・四—ジオキソピロロ[三・四—c]ピロール—三・六—ジイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (91) シクロヘキシリデン—o—トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (92) 二—シクロヘキシリデン—二—フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (93) シクロポリ(三~四)[ジフェノキシ、フェノキシ(四—シアノフェノキシ)及び[ビス(四—シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物並びにこれを含有する製剤
- (94) 二・六—ジクロルシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (95) 三・四—ジクロロ—二'—シアノー—一・二—チアゾール—五—カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
- (96) —(二・六—ジクロロ— α ・ α ・ α —トリフルオロ—p—トリル)—四—(ジフルオロメチルチオ)—五—[(二—ピリジルメチル)アミノ]ピラゾール—三—カルボニトリル(別名ピリプロール)二・五%以下を含有する製剤
- (97) (E)—[(4R)—四—(二・四—ジクロロフェニル)——三—ジチオラン—二—イリデン](—H—イミダゾール——イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (98) 四—(二・二—ジシアノエテン——イル)フェニル=二・四・五—トリクロロベンゼン——スルホナート及びこれを含有する製剤
- (99) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (100) 二・六—ジフルオロ—四—(トランス—四—ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (101) 二・六—ジフルオロ—四—(トランス—四—プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 二・六—ジフルオロ—四—(五—プロピルピリミジン—二—イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (103) 四—[二・三—(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル]ピロール—三—カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤
- (104) 三・七—ジメチル—二・六—オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (105) 三・七—ジメチル—六—オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 三・七—ジメチル—二・六—ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 三・七—ジメチル—三・六—ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (108) 四・八—ジメチル—七—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (109) ジメチルパラシアンフェニル—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- (110) 三—(六・六—ジメチルピシクロ[三・一・一]ヘプター—二—エン—二—イル)—二・二—ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (111) 一・二—ジ(二—{四—[二—(二—メチルプロポキシ)カルボニル—二—シアノエチル]フェニルチオ}エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤
- (112) N—(α ・ α —ジメチルベンジル)—二—シアノー—二—フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (113) 三・四—ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) 四・四—ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- (115) 三・五—ジヨード—四—オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (116) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- (117) 染料
- (118) テトラクロル—メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (119) 二・三・三・三—テトラフルオロ—二—(トリフルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(Z)—(—R・三R)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(E)—(—R・三R)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(Z)—(—S・三S)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)—(—RS・三SR)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(E)—(—S・三S)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(Z)—(—R・三R)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メトキシメチル)ベンジル=(E)—(—R・三R)—三—(二—シアノプロパ——エニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六

- (166) トランスー四ー(五ーベンチルーー・三ージオキサヌーニール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (167) 四ー〔トランスー四ー(トランスー四ーベンチルシクロヘキシル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四ー〔五ー(トランスー四ーベンチルシクロヘキシル) ーニーピリミジニル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (169) 四ーベンチルーニ・六ージフルオロ安息香酸四ーシアノー三ーフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四ー〔(E) ー三ーペンテニル〕 安息香酸四ーシアノー三・五ージフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (171) 四' ー〔トランスー四ー(四ーペンテニル) シクロヘキシル〕 ー四ービフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四ー〔トランスー四ー(一ーペンテニル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (173) 四ー〔トランスー四ー(三ーペンテニル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (174) 四ー〔トランスー四ー(四ーペンテニル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (175) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (176) メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (177) 四' ーメチルーニーシアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (178) メチル= (E) ーニー〔ニー〔六ー(ニーシアノフェノキシ) ピリミジンー四ーイルオキシ〕 フェニル〕 ー三ーメトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (179) ニーメチルデカニトリル及びこれを含有する製剤
- (180) 三ーメチルーニーノネニトリル及びこれを含有する製剤
- (181) 三ーメチルー三ーノネニトリル及びこれを含有する製剤
- (182) ニー〔ニー(四ーメチルフェニルスルホニルオキシミノ) チオフェンー三(二H) ーイリデン〕 ーニー(ニーメチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (183) (Z) ー〔五ー〔四ー(四ーメチルフェニルスルホニルオキシ) フェニルスルホニルオキシミノ〕 ー五Hーチオフェンーニーイリデン〕 ー(ニーメチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (184) 三ーメチルー五ーフェニルペンターニーエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (185) ニーメトキシエチル= (RS) ーニー(四ートープチルフェニル) ーニーシアノー三ーオキソー三ー(ニートリフルオロメチルフェニル) プロパノアート(別名シフルメトフェン) 及びこれを含有する製剤
- (186) 四ー〔トランスー四ー(メトキシプロピル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (187) 四ー〔トランスー四ー(メトキシメチル) シクロヘキシル〕 ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (188) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 三十三 ジイソプロピルーSー(エチルスルフィニルメチル) ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピルーSー(エチルスルフィニルメチル) ージチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
- 三十三の二 ニー(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニー(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
- 三十三の三 ニージエチルアミノー六ーメチルピリミジルー四ージエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十四 ジエチルーSー(エチルチオエチル) ージチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
- 三十四の二 ジエチルーSー(ニーオキソー六ークロルベンゾオキサゾメチル) ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルーSー(ニーオキソー六ークロルベンゾオキサゾメチル) ージチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
- 三十四の三 O・O' ージエチル=O'' ー(ニーキノキサリニル) ーチオホスファート(別名キナルホス) 及びこれを含有する製剤
- 三十五 ジエチルー四ークロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
- 三十五の二 ジエチルーー(二'・四' ージクロルフェニル) ーニークロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジエチルー(二・四ージクロルフェニル) ーチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチルー(二・四ージクロルフェニル) ーチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 三十七 ジエチルー二・五ージクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチルー二・五ージクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトー・五%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 ジエチルー(一・三ージチオシクロペンチリデン) ーチオホスホルアミド五%以下を含有する製剤
- 三十七の三 ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤
- 三十七の四 ジエチルー三・五・六ートリクロルーニーピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー三・五・六ートリクロルーニーピリジルチオホスフェイトー% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチルー(五ーフェニルー三ーイソキサゾリル) ーチオホスフェイト(別名イソキサチオン) 及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー(五ーフェニルー三ーイソキサゾリル) ーチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチルーSーベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルーSーベンジルチオホスフェイト二・三%以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチルー四ーメチルスルフィニルフェニルーチオホスフェイト三%以下を含有する製剤
- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 ニー(一・三ージオキサランーニール) ーフェニルーNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十八の三 一・三ージカルバモイルチオーニー(N・Nージメチルアミノ) ープロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三ージカルバモイルチオーニー(N・Nージメチルアミノ) ープロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサー四ーエンー・ニージカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
- 四十の三 ジ(ニークロイソプロピル) エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二・四ージクロルー六ーニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤
- 四十一の二 二'・四ージクロルー α ・ α ・ α ートリフルオロー四' ーニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二'・四ージクロルー α ・ α ・ α ートリフルオロー四' ーニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

- 四十一の三 二・四—ジクロロ—ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四十一の四 二・四—ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤
- 四十一の五 一・三—ジクロロプロベン及びこれを含有する製剤
- 四十二 二・三—ジ—（ジエチルジチオホスホロ）—パラジオキサンを含有する製剤
- 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四％以下を含有するものを除く。
- 四十二の三 ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド〇・四％以下を含有するものを除く。
- 四十三 二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノール〇・五％以下を含有するものを除く。
- 四十三の二 二・四—ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- 四十四 二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フェニルアセテートを含有する製剤
- 四十五 二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フェノール二％以下を含有する製剤
- 四十六 二・四—ジニトロ—六—メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート含有する製剤
- 四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二％以下を含有するものを除く。
- 四十六の三 二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチル—七—ベンゾ〔b〕フラニル—N—ジブチルアミノチオ—N—メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤
- 四十七 二・二′—ジピリジリウム—一・一′—エチレンジプロミド含有する製剤
- 四十七の二 ニ—ジフェニルアセチル—一・三—インダンジオン〇・〇〇五％以下を含有する製剤
- 四十七の三 三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔（三R）—一・一・三—トリメチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル〕—H—ピラゾール—四—カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔（三R）—一・一・三—トリメチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル〕—H—ピラゾール—四—カルボキサミド三％以下を含有するものを除く。
- 四十七の四 ジプロピル—四—メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 四十八 一・二—ジプロムエタン（別名EDB）含有する製剤。ただし、一・二—ジプロムエタン五〇％以下を含有するものを除く。
- 四十九 ジプロムクロロプロパン（別名DBCP）含有する製剤
- 五十 三・五—ジプロム—四—ヒドロキシ—四′—ニトロアゾベンゼン含有する製剤。ただし、三・五—ジプロム—四—ヒドロキシ—四′—ニトロアゾベンゼン三％以下を含有するものを除く。
- 五十の二 二・三—ジプロモプロパン—一—オール及びこれを含有する製剤
- 五十の三 二—（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—（ジメチルアミノ）エタノール三・一％以下を含有するものを除く。
- 五十の四 二—（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、二—（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。
- 五十の五 二—ジメチルアミノ—五・六—ジメチルピリミジル—四—N・N—ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 五十の六 五—ジメチルアミノ—一・二・三—トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、五—ジメチルアミノ—一・二・三—トリチアンとして三％以下を含有するものを除く。
- 五十の七 ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン五〇％以下を含有するものを除く。
- 五十の八 ジメチル—（イソプロピルチオエチル）—ジチオホスフェイト四％以下を含有する製剤
- 五十一 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト含有する製剤
- 五十二 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト（別名チオメトン）含有する製剤
- 五十三 ジメチル—二・二—ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）含有する製剤
- 五十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三％以下を含有するものを除く。
- 五十四の二 三—ジメチルジチオホスホリル—S—メチル—五—メトキシ—一・三・四—チアジアゾリン—二—オン及びこれを含有する製剤
- 五十四の三 二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル＝N—〔N—（二—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフェナモイル〕—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル＝N—〔N—（二—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフェナモイル〕—N—メチルカルバマート六％以下を含有するものを除く。
- 五十五 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト含有する製剤
- 五十五の二 ジメチル—S—パラクロルフェニルチオホスフェイト（別名DMCP）及びこれを含有する製剤
- 五十五の三 三・四—ジメチルフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 五十五の四 三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバマート三％以下を含有するものを除く。
- 五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト含有する製剤
- 五十六の二 N・N—ジメチルプロパン—一・三—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 五十六の三 二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）五％以下を含有する製剤
- 五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト含有する製剤
- 五十八 ジメチル—（N—メチルカルバミルメチル）—ジチオホスフェイト（別名ジメトエート）含有する製剤
- 五十八の二 ジメチル—〔二—（一′—メチルベンジルオキシカルボニル）—一—メチルエチレン〕—ホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 五十八の三 O・O—ジメチル—O—（三—メチル—四—メチルスルフィニルフェニル）—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 五十九 ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフェイト含有する製剤。ただし、ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフェイト二％以下を含有するものを除く。
- 五十九の二 三—（ジメトキシホスフィニルオキシ）—N—メチル—シス—クロトナミド及びこれを含有する製剤
- 六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤

- 六十一 修酸を含有する製剤。ただし、修酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 六十二 修酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、修酸として一〇％以下を含有するものを除く。
- 六十三 硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 六十四 硝酸タリウムを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用以て著しくからく着味されているものを除く。
- 六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五％以下を含有するものを除く。
- 六十六 水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアリール錫、その塩類又はこれらの無水物二％以下を含有するものを除く。
- 六十七 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫、その塩類又はこれらの無水物二％以下を含有するものを除く。
- 六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。
- 六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤
- 六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・五％以下を含有するものを除く。
- 六十九 無機錫塩類
- 六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物のセブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二R・三S)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとセブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二S・三R)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(セブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二R・三S)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとセブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二S・三R)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体として七・二％以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。)及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物のセブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二R・三S)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとセブプロモ一六クロロ一三ー〔三ー〔(二S・三R)一三ーヒドロキシ一ニ一ピペリジル〕一ニ一オキソプロピル〕一四(三H)一キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩一％以下を含有するものを除く。
- 六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデユラマイシンとして〇・五％以下を含有するものを除く。
- 六十九の四 ニ一チオ一三・五一ジメチルテトラヒドロ一・三・五一チアジアジン及びこれを含有する製剤
- 七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用以て著しくからく着味されているものを除く。
- 七十一 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイトを含有する製剤
- 七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこれを含有する製剤
- 七十一の三 (S)一ニ・三・五・六一テトラヒドロ一六フエニルイミダゾ〔二・一一b〕チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)一ニ・三・五・六一テトラヒドロ一六フエニルイミダゾ〔二・一一b〕チアゾールとして六・八％以下を含有するものを除く。
- 七十一の四 ニ・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル＝(Z)一(一RS・三RS)一三ー(ニ一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一プロベニル)一ニ・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)一・五％以下を含有する製剤
- 七十一の五 三・七・九・一三一テトラメチル一五・一一一ジオキサ一ニ・八・一四一トリチア一四・七・九・一二一テトラアザペンタデカー一三・一ニ一ジエン一六・一〇一ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤
- 七十一の六 ニ・四・六・八一テトラメチル一・三・五・七一テトラオキソカン(別名メタルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・四・六・八一テトラメチル一・三・五・七一テトラオキソカン一〇％以下を含有するものを除く。
- 七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 七十二の二 一ードデシルグアニジニウム＝アセタート(別名ドジン)六五％以下を含有する製剤
- 七十二の三 三・六・九一トリアザウンデカン一・一一一ジアミン及びこれを含有する製剤
- 七十三 トリエタノールアンモニウム一ニ・四一ニトロ一六(一メチルプロピル)一フエノラートを含有する製剤
- 七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤
- 七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇％以下を含有するものを除く。
- 七十四の二 ニ・四・五一トリクロロフエノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の四 トリクロロ(フエニル)シラン及びこれを含有する製剤
- 七十四の五 一・二・三一トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 七十四の六 トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 七十五 トルイジン塩類
- 七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
- 七十六の二 トルエン
- 七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四酸化三鉛
- ロ ヒドロオキシ炭酸鉛
- ハ 硫酸鉛
- 七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇％以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一％以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。
- 七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤
- 七十七の四 一一(四一ニトロフエニル)一三ー(三一ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤
- 七十八 二硫化炭素を含有する製剤

七十八の二 ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール一％以下を含有するものを除く。

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム＝四―（五―クロロ―四―メチル―二―スルホナトフェニルアゾ）―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート
ロ 硫酸バリウム

八十 ビクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

八十の二 N・N′―ビス（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

八十の三 ビス（二―エチルヘキシル）＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス（二―エチルヘキシル）＝水素＝ホスファート二％以下を含有するものを除く。

八十の四 S・S―ビス（一―メチルプロピル）＝O―エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）一〇％以下を含有する製剤。

ただし、S・S―ビス（一―メチルプロピル）＝O―エチル＝ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の五 ヒドラジン―水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン―水和物三〇％以下を含有するものを除く。

八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十の七 二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二―ヒドロキシ―四―メチルチオ酪酸O・五％以下を含有するものを除く。

八十一 ヒドロキシルアミンを含有する製剤

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

八十二の二 一―ピニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ピニル―二―ピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。

八十三 二―（三―ピリジル）―ピペリジン（別名アナバシン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤

八十三の三 二―（フェニルパラクロルフエニルアセチル）―一・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―（フェニルパラクロルフエニルアセチル）―一・三―インダンジオンO・二五％以下を含有するものを除く。

八十四 フェニレンジアミン及びその塩類

八十五 フェノールを含有する製剤。ただし、フェノール五％以下を含有するものを除く。

八十五の二 一―t―ブチル―三―（二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル）チオウレア（別名ジアフェンチウロン）及びこれを含有する製剤

八十五の三 ブチル＝二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチルベンゾフラン―七―イル＝N・N′―ジメチル―N・N′―チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）五％以下を含有する製剤

八十五の四 t―ブチル＝（E）―四―（一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル＝（E）―四―（一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート五％以下を含有するものを除く。

八十五の五 ブチル（トリクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

八十五の六 N―ブチルピロリジン

八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

八十五の八 二―ターシャリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

八十五の九 二―t―ブチル―五―（四―t―ブチルベンジルチオ）―四―クロロピリダジン―三（二H）―オン及びこれを含有する製剤

八十五の十 ブチル―S―ベンジル―S―エチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

八十五の十一 N―（四―t―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド（別名テブフエンピラド）及びこれを含有する製剤

八十五の十二 二―t―ブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。

八十六 プラストサイジンSを含有する製剤

八十七 プラストサイジンS塩類及びこれを含有する製剤

八十七の二 ブルシン及びその塩類

八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤

八十八 ブロム水素を含有する製剤

八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤

八十八の三 一―ブロモ―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤

八十八の四 二―（四―ブロモジフルオロメトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジル＝エーテル（別名ハルフェンプロツクス）及びこれを含有する製剤。ただし、二―（四―ブロモジフルオロメトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジル＝エーテル五％以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十九 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）を含有する製剤

九十 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リンデン）を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン一・五％以下を含有するものを除く。

九十一 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）を含有する製剤

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤

九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一％以下を含有するものを除く。

九十一の四 ヘキサ―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一％以下を含有するものを除く。

九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニル＝ジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイル＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル＝クロリドO・〇五％以下を含有するものを除く。

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロール―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―（八・ハ―ジクロルメタノ）―インデン（別名ヘプタクロール）を含有する製剤

九十四 ペンタクロルフエノール（別名PCP）を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノール一％以下を含有するものを除く。

- 九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一％以下を含有するものを除く。
- 九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一％以下を含有するものを除く。
- 九十六 硼^{ホウ}化水素酸及びその塩類
- 九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤
- 九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。
- 九十八 無水クロム酸を含有する製剤
- 九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二％以下を含有するものを除く。
- 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二％以下を含有するものを除く。
- 九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五％以下を含有するものを除く。
- 九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。
- 九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- 九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。
- 九十八の九 ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
- 九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。
- 九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十二 三ーメチルー五ーイソプロピルフェニルーNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 九十八の十三 メチルエチルケトン
- 九十九 Nーメチルカルバミルーニークロルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、Nーメチルカルバミルーニークロルフエノール二・五％以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 N'ー（二ーメチルー四ークロルフエニル）ーN・Nージメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N'ー（二ーメチルー四ークロルフエニル）ーN・Nージメチルホルムアミジンとして三％以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 メチル=Nー〔二ー〔一ー（四ークロルフエニル）ーHーピラゾルー三ーイルオキシメチル〕フェニル〕（Nーメトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロピン）及びこれを含有する製剤。ただし、メチル=Nー〔二ー〔一ー（四ークロルフエニル）ーHーピラゾルー三ーイルオキシメチル〕フェニル〕（Nーメトキシ）カルバマート六・八％以下を含有するものを除く。
- 九十九の四 メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフェイトー・五％以下を含有する製剤
- 九十九の五 メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤
- 九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤
- 九十九の七 メチルーN'・N'ージメチルーNー〔（メチルカルバモイル）オキシ〕ーチオオキサミミデート〇・八％以下を含有する製剤
- 九十九の八 Sー（四ーメチルスルホニルオキシフェニル）ーNーメチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
- 九十九の九 五ーメチルー一・二・四ートリアゾロ〔三・四ーb〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）及びこれを含有する製剤。ただし、五ーメチルー一・二・四ートリアゾロ〔三・四ーb〕ベンゾチアゾール八％以下を含有するものを除く。
- 百 Nーメチルー一ーナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、Nーメチルー一ーナフチルカルバメート五％以下を含有するものを除く。
- 百の二 NーメチルーNー（一ーナフチル）ーモノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 百の三 ニーメチルピフェニルー三ーイルメチル=（R S・二R S）ー二ー（Z）ー（二ークロロー三・三・三ートリフルオローープロベニル）ー三・三ージメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーメチルピフェニルー三ーイルメチル=（R S・二R S）ー二ー（Z）ー（二ークロロー三・三・三ートリフルオローープロベニル）ー三・三ージメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有するものを除く。
- 百の四 Sー（二ーメチルー一ーピペリジルーカルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、Sー（二ーメチルー一ーピペリジルーカルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト四・四％以下を含有するものを除く。
- 百の五 三ーメチルフエニルーNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三ーメチルフエニルーNーメチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。
- 百の六 ニー（一ーメチルプロピル）ーフェニルーNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニー（一ーメチルプロピル）ーフェニルーNーメチルカルバメート二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一五％）以下を含有するものを除く。
- 百の七 メチルー（四ープロムー二・五ージクロルフエニル）ーチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 百の八 四ーメチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四ーメチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。
- 百の九 メチルホスホン酸ジメチル
- 百の十 SーメチルーNー〔（メチルカルバモイル）ーオキシ〕ーチオアセトイミデート（別名メトミル）四五％以下を含有する製剤
- 百の十一 メチレンビス（一ーチオセミカルバジド）二％以下を含有する製剤
- 百の十二 五ーメトキシーN・Nージメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 百の十三 一ー（四ーメトキシフェニル）ピペラジン及びこれを含有する製剤
- 百の十四 一ー（四ーメトキシフェニル）ピペラジンー塩酸塩及びこれを含有する製剤
- 百の十五 一ー（四ーメトキシフェニル）ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤
- 百の十六 ニーメトキシー一・三・二ーベンゾジオキサホスホリンーニースルフィド及びこれを含有する製剤
- 百の十七 ニーメルカプトエタノールー〇％以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニーメルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。
- 百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。
- 百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八％以下を含有するものを除く。
- 百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤
- 百ー モノフルオール酢酸パラプロムアニリド及びこれを含有する製剤
- 百ーの二 モノフルオール酢酸パラプロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤

- 百一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除く。
- 百二 沃化水素を含有する製剤
- 百二の二 沃化メチル及びこれを含有する製剤
- 百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二％以下を含有するものを除く。
- 百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 百三 硫化磷を含有する製剤
- 百四 硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 百五 硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 百六 硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 百七 燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇％以下を含有するものを除く。
- 百九 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル一％以下を含有するものを除く。
- 百十 ロテノン含有する製剤。ただし、ロテノン二％以下を含有するものを除く。
- 2 硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第六十四号ただし書、第七十号ただし書、第百五号ただし書又は第百七号ただし書に規定する百分比の計算については、当該製剤一〇グラム中に含有される硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛の重量の一〇グラムに対する比率によるものとする。

(特定毒物)

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

- 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
- 五 ジメチル—（ジエチルアミド—クロロクロトニル）—ホスフェイトを含有する製剤
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
- 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十五号）による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧法」という。）別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四〇年七月五政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年一〇月二五政令第三四〇号）

この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和四一年七月一八政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四二年一月三一日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四二年一二月二六政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年八月三〇政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四四年五月一三政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四六年三月二三日政令第三一号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四七年六月三〇政令第二五三号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

(経過規定)

- 4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 （昭和四九年五月二四政令第一七四号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五〇年八月一九政令第二五三号）

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五〇年一二月一九日政令第三五八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月三〇日政令第七四号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月四日政令第一五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号)

- 1 この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第十五号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五五年八月八日政令第二〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年八月二五日政令第二七一号)

- 1 この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五七年四月二〇日政令第一二三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日政令第三五号)

- 1 この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五八年一二月二日政令第二四六号)

- 1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月一七日政令第三一三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二九日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一二日政令第二号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。
- 2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和六二年一〇月二日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六十三年六月十日から施行する。
- 2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和六三年九月三〇日政令第二八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日政令第四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年二月一七日政令第一六号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成二年九月二日政令第二七六号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 - 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成三年四月五日政令第一〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一二月一八日政令第三六九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 - 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成四年三月二日政令第三八号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一〇月二日政令第三四〇号）

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則（平成五年三月一九日政令第四一〇号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月一六日政令第二九四号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第百号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 - 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成六年三月一八日政令第五三三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日政令第二九六号）

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一四日政令第一八三三号）

- 1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成七年九月二二日政令第三三八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十一月一七政令第三九〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年三月二五政令第三九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十一月二二日政令第三二一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二四日政令第五九号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五政令第一七一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年一二月二四日政令第四〇五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一一年九月二九日政令第二九三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一二年四月二八日政令第二一三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成十二年九月二日政令第四二九号）

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日政令第二二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二五日政令第六三三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一四年一二月二七政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一七日政令第四三三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一七年三月二四日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日政令第一七六号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

- 3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 5 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一九年八月一五日政令第二六三三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二〇年六月二〇日政令第一九九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二一年四月八日政令第一二〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第百号の十一から第百号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二二年一二月一五政令第二四二号）
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
附 則（平成二三年一〇月一四政令第三一七号）
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
附 則（平成二四年九月二〇日政令第二四二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年九月二一政令第二四五号）
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
- 5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二五年六月二八日政令第二〇八号）
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
附 則（平成二六年六月二五政令第二二七号）
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二七年六月一九日政令第二五一号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年七月一日政令第二五五号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 第二条** この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二メルカプトエタノール〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二メルカプトエタノール〇・一％以下」とする。

- 第三条** この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する物であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

- 第四条** ニーメルカプトエタノール〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

- 第五条** この政令の施行前にした二メルカプトエタノール〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年六月一四日政令第一六〇号）

（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 第二条** この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

- 第三条** この政令の施行の際現にニータースヤリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 2 ニータースヤリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤であって、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

- 第四条** 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

- 第五条** この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第百八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成三〇年二月九日政令第三四二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和元年六月九日政令第三一号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニ―（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和二年六月二日政令第二〇三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第百二号の四及び第百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和四年一月二日政令第三六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であって、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年五月二日政令第一九三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和六年五月二日政令第一九六号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

-
- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 （令和七年一〇月二九日政令第三五八号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
-